

# 教育委員会提出議案

## 第31号議案

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年6月26日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成12年3月31日教育委員会規則第10号）

の一部を次のように改正する

第2条第2項中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(説 明)

パートナーシップ関係にある者に係る手当における取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第10号）の一部を改正する規則 新旧対照表

| 現行  | 改正後（案）  |
|---|---|
| <p>（支給範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第13条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 区が職員及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>(2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> | <p>（支給範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第13条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 区が職員及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>(2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> |